

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

産婦人科医療機関 様

## 産婦健康診査 実施のお願い

日頃よりあきる野市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。  
あきる野市では、市民が産後（流産・死産を含む）1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。  
つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。  
なお、御不明な点がございましたら、下記の間合せ先まで御連絡ください。

記

### 【依頼事項1】

産婦があきる野市民であると御確認いただき、以下の産婦健康診査を行ってください。

- 産婦健康診査の内容
- 基本的な診査項目
    - ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬等）
    - イ 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
    - ウ 体重・血圧測定
    - エ 尿検査（蛋白・糖）
  - エジンバラ産後うつ病質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票を用いた客観的アセスメントの実施と保健指導 等

※産婦健康診査の回数は医療機関の判断で実施してください。当市での助成は、産後2か月までに受けた健診で回数は2回を上限として助成を行います。

### 【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（EPDS等）を必ず実施してください。

産婦が持参した、アンケート1（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））、アンケート2（赤ちゃんへの気持ち質問票）について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

### 【依頼事項3】

産婦健康診査の結果を母子健康手帳の出産後の母体の経過もしくは予備欄等にご記入ください。

### 【依頼事項4】

産後健診費用は産婦に請求し、産婦が支払後、領収書をお渡しください。

産婦が当市に償還払いの申請をする際に、健診結果の記入がある母子健康手帳と、医療機関が発行した領収証が必要です。

### 【依頼事項5】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、下記の間合せ先へ御連絡ください。

※産婦健康診査の助成は、令和8年4月1日以降に産婦健康診査を受診した方が対象となります。

令和8年10月1日以降は、都内共通の受診票を用いた産婦健康診査へ移行予定です。

問合せ先	あきる野市 こども家庭センター 母子保健係
住所	あきる野市秋川1-8 トラストルピア（あきる野ルピア）2階
電話	042-550-3340
受付時間	電話 午前8時30分～午後6時30分 窓口 午前10時～午後6時30分 月～土曜日（第2水曜日、祝日、年末・年始を除く）